

労働情報やあ

八尾市 労働支援課 令和6年3月発行

CONTENTS

- 令和6年4月から『労働条件明示のルール』が変わります 1
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内 2
- 令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます 3
- 令和6年4月より障がい者の法定雇用率が引き上げられます 3
- 企業の奨学金返還支援(代理返還)制度の活用をご検討ください 3
- 雇用関係助成金のご案内 4
- 大阪府最低賃金 5
- 中退共の退職金制度 5
- 八尾市無料職業紹介所の「会社説明会・面接会」 6
- 八尾市おしごとナビ 6
- 八尾市ワークサポートセンター 7
- 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターにご加入ください 7
- 八尾市企業人権協議会に加入しませんか? 8
- 公正な採用選考のために 8
- 公正採用選考人権啓発推進員の選任と
変更の報告はお済みですか? 8

VOL.
64



令和6年4月から『労働条件明示のルール』が変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング

全ての労働契約の締結時と
有期労働契約の更新時

新しく追加される明示事項

1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の
締結時と更新時

2. 更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

3. 無期転換申込機会

4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

無期転換ルール*に基づく
無期転換申込権が発生する
契約の更新時

*同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

詳しい情報や
相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい→ 厚生労働省ウェブサイト(①)
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい→ 無期転換ポータルサイト(②)
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署(③)



「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

令和5年10月より、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働く環境づくりを後押ししています。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取組(※)を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円の支援をします。

(※)・社会保険適用促進手当を支給(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額・所定労働時間の延長

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時待遇改善コース】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せずに働く環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

| 要件 | 1人当たり 助成額 |
|---|--------------------|
| ① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) | 1年目 20万円 |
| ② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組 | 2年目 20万円 |
| ③ 賃金の18%以上を増額 | 3年目 10万円 |

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。



詳細はこちら

(2) 労働時間延長メニュー

| 週所定労働時間の延長 | 賃金の増額 | 1人当たり 助成額 |
|----------------|-------|--------------|
| 4時間以上 | — | 30万円 |
| 3時間以上 4時間未満 | 5%以上 | |
| 2時間以上 3時間未満 | 10%以上 | |
| 1時間以上 2時間未満 | 15%以上 | |

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

〈活用イメージ〉時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

【加入前】(時給1,000円)

手取り
約104万円

【加入後】(時給1,020円)

手取り
約90万円

保険料
約16万円

保険料相当額
の手当を支給

保険料
約16万円

手取り収入を
減らさない
取組をした
企業に助成

手取り
約106万円

(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例)毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045 (フリーダイヤル・無料) 受付時間 平日 8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP

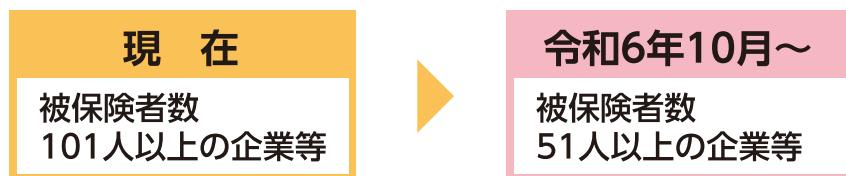


令和6年10月から パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは?

適用事業所の厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数(※)が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する(法人番号が同一である)すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象(短時間労働者)の要件は?

被保険者数51人以上の企業等(特定適用事業所)に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。
□週の所定労働時間が20時間以上 □月額賃金が8.8万円以上 □2カ月を超える雇用の見込みがある □学生ではない

「社会保険の適用拡大」について 詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。
適用拡大特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



令和6年4月より障がい者の法定雇用率が引き上げられます

| | 令和5年度 | 令和6年4月 | 令和8年7月 |
|------------|---------|---------|---------|
| 民間企業の法定雇用率 | 2.3% | 2.5% | 2.7% |
| 対象事業主の範囲 | 43.5人以上 | 40.0人以上 | 37.5人以上 |



厚生労働省HP

企業の奨学金返還支援(代理返還)制度の活用をご検討ください

奨学金の代理返還制度とは、企業等が従業員の経済的負担の軽減を目的として、奨学金の一部または全額を代わりに返還する制度です。

企業の奨学金返還支援(代理返還)制度

日本学生支援機構／大阪府育英会



企業のメリット

- ・企業のイメージアップ
- ・人材確保と定着
- ・代理返還(直接送金)分を、給与として法人税に損金算入できる
- ・日本学生支援機構や大阪府育英会のホームページに企業名や支援内容を掲載

従業員のメリット

- ・経済的・精神的な負担軽減
- ・税負担軽減(返還額に係る所得税は非課税)



企業の代理返還制度は、日本学生支援機構が令和3年4月から、大阪府育英会が令和4年7月から実施しています。

詳しくは各団体のホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

独立行政法人 日本学生支援機構

奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係 電話 03-6743-6029

<https://www.jasso.go.jp/shogakukan/kigyoshien/index.html>



公益財団法人 大阪府育英会

返還収納課 電話 06-6357-6273

<https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/>



雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などにぜひご活用ください。

| 労働者雇用維持を図る | | 労働者の雇用環境の整備を図る | |
|---|--|--|--|
| 雇用調整助成金 | | 人材確保等支援助成金 | |
| 経営悪化による休業、教育訓練、出向を通じた雇用維持 | | 介護福祉機器の導入 人材確保や職場定着の支援事業の実施 人事評価改善 テレワークの導入 建設労働者や外国人労働者の雇用環境改善など | |
| 在籍型出向を支援する | | 65歳超雇用推進助成金(※) | |
| 産業雇用安定助成金 | | 対象内容 65歳以上への定年引上げ 高年齢者の雇用管理制度の整備など 無期雇用への転換 | |
| スキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を上昇 | | 高年齢労働者待遇改善促進助成金 | |
| 離職する労働者の再就職支援を行う | | 内対象 60～64歳の高年齢労働者に適用される 賃金規定の増額改定 | |
| 労働移動支援助成金 | | キャリアアップ助成金 | |
| 離職を余儀なくされた労働者の再就職支援、早期雇入れ | | 対象者用 有期雇用労働者等 (契約社員・パート・派遣社員など) 正規雇用労働者等への転換又は直接雇用 障がい者の正規雇用労働者等への転換 賃金規定等の増額改定 正規雇用労働者と共に賃金規定又は諸手当制度等の導入 短時間労働者の所定労働時間延長及び社会保険の加入など 短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に待遇改善等を実施 | |
| 中途採用する | | 労働者の職業能力の向上を図る | |
| 中途採用等支援助成金 | | 人材開発支援助成金 | |
| 中途採用の拡大、東京圏からの移住者の雇入れ | | 訓練効果の高い10時間以上の訓練 職務に関連した20時間以上の訓練 教育訓練休暇制度の導入 有期契約労働者等に対する訓練 建設労働者に対する訓練、 障がい者に対する職業能力開発訓練事業の実施 新事業展開に伴う新分野で必要となる訓練の実施 デジタル、DX化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める ための訓練及び自発的訓練、定額制訓練並びにデジタル人材 育成訓練 | |
| 新たに労働者を雇い入れる | | 障がい者の雇用環境の整備を図る | |
| 特定求職者雇用開発助成金(★) 継続雇用労働者としての雇入れ | | 雇用対象者 母子家庭の母、高年齢者、被災離職者、 障がい者(精神、知的、身体、発達)、難病患者、 正規雇用につくことが困難な者、生活保護受給者等 | |
| トライアル雇用助成金(★) 試行的に雇入れ | | 対象内容 離職または転職を繰り返す者、障がい者、 建設技能労働者として雇用される若年者又は女性 | |
| 障がい者の雇用環境の整備を図る | | 仕事と家庭の両立支援等に取り組む | |
| 障害者介護等助成金(※) | | 両立支援等助成金(◆) | |
| 職場支援員の配置、中途障がい者の職場復帰のための措置、 介護者等の配置又は委嘱の措置 | | 対象内容 男性労働者の育児休業や育児目的休暇の取得 介護支援プラン策定による介護休業の取得又は 介護両立支援制度の利用 育児復帰支援プラン策定による育児休業の取得 代替要員の確保及び職場復帰後の支援など 不妊治療のための休暇制度利用のための環境整備及び 休暇制度の取得など | |
| 職場適応援助者助成金(※) | | 作業施設の整備 | |
| 職場適応援助者(ジョブコーチ)の配置 | | 障害者福祉施設設置等助成金(※) | |
| 作業施設の整備 | | 対象内容 福祉施設の整備 | |
| 障害者作業施設設置等助成金(※) | | 重度障害者等通勤対策助成金(※) | |
| 作業施設の整備 | | 対象内容 通勤を容易にするための措置 | |
| 重度障害者福扯施設設置等助成金(※) | | 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(※) | |
| 福祉施設の整備 | | 対象内容 多数継続雇用する事業施設等の整備 | |

上記一覧の内容は変更になることがあります。



左記助成金に関する案内及び検索ツールは、

厚生労働省のホームページ「厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金」をご参照ください。左記以外にも助成金等、様々な制度があります。

各助成金のお問い合わせ先は、

(※)のお問い合わせ先:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 TEL 06-7664-0722

(◆)のお問い合わせ先:大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 06-6941-4630

(※)、(◆)以外のお問い合わせ先:大阪労働局 助成金センター TEL 06-7669-8900

(★)の助成金は、「八尾市無料職業紹介所」からの紹介者も対象となります。

(ただし、コースによっては対象外となるものもあります。)



厚生労働省
ホームページ

使用者も
労働者も

必ずチェック

最低賃金!

**大阪府
最低賃金 1,064円**

(令和5年10月1日発効)

パートタイム・臨時・派遣・アルバイト・嘱託等も適用

★毎年10月頃改定されます。

◆詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課 (TEL:06-6949-6502)
または、東大阪労働基準監督署 (TEL:06-6723-3006)にお問い合わせください。

| 特定最低賃金件名 | 時間額 | 発効年月日 |
|-------------------------|--------|-----------|
| 塗料製造業 | 1,070円 | 令和5年12月1日 |
| 鉄鋼業 | 1,066円 | 令和5年12月1日 |
| 生産用機械器具製造業・業務用機械器具製造業など | 1,070円 | 令和5年12月1日 |
| 自動車・同附属品製造業 | 1,068円 | 令和5年12月1日 |
| 電子部品・電気機械器具製造業など | 1,068円 | 令和5年12月1日 |
| 非鉄金属・電線・ケーブル製造業など | 1,064円 | 令和5年10月1日 |
| 自動車小売業 | 1,064円 | 令和5年10月1日 |

人も、会社も、元気にしよう!



の退職金制度

「中退共」は国がサポートする
中小企業のための退職金制度です。

安全 | 国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利 | 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単 | 社外積立て管理が簡単
退職金試算額などもお知らせ。

- パートタイマーさんも加入できます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください **中退共** 検索 <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234

八尾市無料職業紹介所の「会社説明会・面接会」

八尾市内の事業所のみなさまへ

人材がほしい!といったご相談には、「会社説明会・面接会」を定期的に開催し、求職者募集のお手伝いをしています。

令和6年度 会社説明会・面接会予定

| 日 程 | 場 所 |
|---------|---------|
| 令和6年 6月 | 八尾商工会議所 |
| 9月 | 八尾商工会議所 |
| 12月 | 八尾商工会議所 |
| 令和7年 3月 | 八尾商工会議所 |

実績

令和5年度も、5月、7月、9月、11月
12月、3月に開催し、約250名の求職者の方が参加されました!



専門アドバイザーを無料派遣!!

八尾市では無料職業紹介事業を実施し、「八尾市内の事業所の人材確保」を支援しています。人材がほしい!!といったご相談には、就職面接会等を開催し、八尾市で求職者の募集をお手伝いしています。これまでハローワークや有料の求人誌等では必要とされる人材を確保することができなかった事業所のみなさまは八尾市無料職業紹介所への登録・活用をご検討ください!

お電話いただければ、専門のアドバイザーがお伺いします!

八尾市無料職業紹介所 **TEL 072-920-4088**



求職者と事業所のマッチングサイト

八尾市おしごとナビ

3つの特徴

① 八尾市が運営

八尾市内で働きたい人と八尾市内で人材をお求めの事業所を支援。

② 職場の魅力発信 !!

求人内容をはじめ、事業所の雰囲気が伝わる職場の写真や、社長や従業員からのメッセージを添えて、職場の魅力を発信できます。

③ 女性の活躍を応援 !!

「女性が働きやすい求人」として、「勤務時間選べる」「家庭の事情(介護等)や子どもの行事(入学式・運動会・参観日等)による休暇や早退等に配慮している」「原則毎日残業なし」など、女性活躍推進に関する取組みをアピールできます。

人材をお求めの
事業所様は
ぜひご登録ください。

おしごとナビとは?

求職者が希望職種等の求人条件から市内求人情報の検索ができ、応募から面談までを八尾市無料職業紹介所が支援し、雇用・就労を実現していただくためのサイトです。

人材をお求めの事業所様は、ぜひご活用ください! なお、登録料や相談費用等は一切かかりません。



八尾市おしごとナビ

八尾市無料職業紹介所 **TEL 072-920-4088**

八尾市ワークサポートセンター ～「働きたい」「働いてもらいたい」を応援します～

八尾市ワークサポートセンターでは、八尾市が運営する「中央地域就労支援センター」と、ハローワーク布施の出先機関である「八尾市地域職業相談室」が連携し、働きたい方の支援を行っており、多くの八尾市民にご利用いただいております。

求人をご希望される場合は、ハローワークへの求人申し込みをご検討ください。(八尾市ワークサポートセンター内の八尾市地域職業相談室では、求人申込みを受付けていませんので、ハローワーク布施(TEL:06-6782-4221 31#)へお問い合わせください。)



八尾市 地域職業相談室 (ハローワーク布施出先機関)

パソコンによる求人情報の提供・職業紹介業務専門のハローワークです。
(雇用保険関係業務・求人受付関係業務・職業訓練関係業務は行っておりませんので、ご了承ください。)

月～土 10:00～18:00
TEL 072-929-3400
FAX 072-999-3500

中央地域 就労支援センター

就職活動に悩んでいる方を専門の相談員(地域就労支援コーディネーター)がサポートします。

月～金 10:00～18:00
TEL 072-929-0040
FAX 072-923-0510

勤労者法律相談

月に2回、労働者や事業主を対象に、労働契約・条件やパワハラ・セクハラ、人事労務管理などのさまざまな問題に対して社会保険労務士や弁護士が相談に応じます。

原則第2水曜日、最終土曜日
午後1時～4時に実施(予約優先)。
予約・お問い合わせは
中央地域就労支援センターへ

中小企業事業主のみなさまへ

～事業所の福利厚生を低成本で充実できます!～

八尾市中小企業勤労者 福祉サービスセンターにご加入ください

全国的なネットワークで充実したサービスの提供

(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター・(一財)大阪労働協会・全労済と提携

従業員満足度
向上支援!

主な事業内容

- 充実した慶弔お見舞金等の給付
- 各種利用あっせん・利用料補助

- ▶人間ドック・生活習慣病健診
- ▶スポーツクラブ
- ▶映画・演劇等チケット
- ▶遊園地・旅行・宿泊施設



おすすめ!

会費及び入会金

- ①入会金は一人につき500円
(入会時のみ)
- ②会費は一人につき月額700円

会員の皆様はもちろん、家族の方々もさまざまなサービスが受けられます。また、費用は経費として損金処理できます。



詳細は[こちら](#)



●入会された皆様には、最新の各種ご案内等を掲載した機関紙を、事業所あてに毎月お送りします。

お問い合わせ
お気軽に
お問い合わせください

(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター(八尾市共済センター)
TEL:072-991-5607 FAX:072-991-5608

八尾市共済センター

検索

八尾市企業人権協議会に加入しませんか?

八尾市企業人権協議会では、国や大阪府・八尾市と連携し、就職の機会均等の保障、職場の人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発を進めています。

現在
約120社
加入

活動内容

- 事業所向けの各種研修会の開催、制度などの情報提供
- 人権関連研修の参加費補助
- 各種人権啓発事業への参加



ダイバーシティ経営や
ハラスメント
防止セミナーなどを
実施しているよ♪

お問い合わせ・お申し込み

八尾市企業人権協議会事務局

八尾市労働支援課 TEL:072-924-3860
八尾商工会議所 TEL:072-922-1181

公正な採用選考のために



公正な採用選考をするには?

- ①「人を人として見る」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重する。
- ②応募者の適性・能力のみを基準として行う。
- ③募集に当たり広く応募者に門戸を開く。

この考え方方が大切です。

「聞いてませんか?家族のこと」

面接での緊張を解きほぐそうという意図でも、応募者の方は悩んだり傷ついたりする場合があります。
本人の職務遂行にあたり、**適正・能力のみを基準**とした採用選考を行ってください。

公正採用選考人権啓発推進員の選任と変更の報告はお済みですか?

厚生労働省では、企業が人権問題を正しく理解・認識し、「公正な採用選考」を実施することをめざして、公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」といいます。)制度を設けています。

大阪では、原則、常時使用する**従業員の数が25人以上の事業所を対象**に、推進員の選任と変更についてハローワークへの報告をお願いしています。



推進員選任のメリット

- 社会的責任の1つを果たし、人権尊重企業への仲間入り
- タイムリーなテーマで実施される推進員研修を無料で受講
- 社内研修の人権啓発DVDや各種資料を無料で活用

推進員の役割

- ハローワーク等の研修会に参加するとともに、社内研修等により社員の人権意識を深める取組みの推進
- 公正な採用選考システムの確立を図る責任者としての役割
- ハローワークとの連絡窓口としての役割

推進員選任・異動報告

- 推進員を選任または変更した場合は、推進員選任・異動報告書に必要事項を記載し、管轄のハローワークにFAX、郵送またはご持参にて報告してください

※大阪においては、大阪労働局と大阪府が共管して推進員制度を運用しています。ハローワークにご報告いただいた情報は、大阪府と共有させていただきます。また、大阪府が主催する新任・基礎研修もあります。

職場のみなさんでご覧ください。

| | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回 覧 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |